

中華人民共和國業種規格

## 高齡者建築設計規範

Code for design of buildings for elderly persons

JGJ 122-99

(和文仮訳)

<ご利用にあたって>

これらの翻訳は公定訳ではありません。法的効力を有するのは原文の法令自体であり、翻訳はあくまでその理解を助けるための参考資料です。このページの利用に伴って発生した問題について、一切の責任を負いかねますので、予めご了承ください。

JICA 中華人民共和國事務所

1999 北京

中華人民共和國業種規格

# 高齡者建築設計規範

Code for design of buildings for elderly persons

JGJ 122-99

主要作成機關：ハルビン建築大学

許可機關：中華人民共和國建設部

中華人民共和國民政部

施工日：1999年10月1日

# 業種規格「高齢者建築設計規範」の発布に関する通知

建標〔1999〕131号

建設部「1995年都市建設、建築工事業種規格制定・改訂プロジェクト計画（第二次）の配付に関する通知」（建標〔1995〕661号）の要求に基づき、ハルピン建築大学が主に作成した「高齢者建築設計規範」は、強制業種規格として承認されたので、番号 JGJ122-99 とし、1999年10月1日より施行する。

本規格は、建設部建築設計標準技術主管機関である中国建築技術研究院が管理し、ハルピン建築大学が解釈し、建築部規格定額研究所が実施のもとで中国建築工業出版社より出版される。

中華人民共和國建設部  
中華人民共和國民政部  
1999年5月14日

## まえがき

建設部建標〔1995〕661号文書の要求に従い、規範作成グループは広く調査研究を行い、真剣に経験を総括し、関係国際規格と国外の先進規格を参考にし、かつ広く意見を求めたうえで、本規範を制定した。

本規範の主な技術的内容は、1 総則、2 用語、3 立地環境設計、4 建築設計、5 建築設備と室内施設である。

本規範は、建設部建築設計標準技術主管機関である中国建築技術研究院建築標準設計研究所が管理し、作成期間に解釈を授権する。

本規範の主要作成機関は、ハルビン建築大学（住所：ハルビン市南崗区西大直街66号ハルビン建築大学私書箱510号、郵便番号150006）である。

本規範の参加機関は、青島建築工程学院、大連理工大学、新芸華室内設計公司、吉林建築工程学院、建設部居住建築・設備研究所、中国都市計画設計研究院である。

本規格の主要起草者は、常懷生、李健紅、王鏞、陸偉、麦裕新、王亮、開彦、王瑋華、張安、林文杰、劉学賢、白小鵬、呉冬梅である。

# 目 次

1	総 則	1
2	用 語	2
3	立地環境設計	4
4	建築設計	5
4. 1	一般規定	5
4. 2	出入口	5
4. 3	ホールと廊下	5
4. 4	階段、スロープとエレベーター	6
4. 5	居 室	7
4. 6	台 所	7
4. 7	トイレ	8
4. 8	ベランダ	8
4. 9	ドア・窓	9
4. 10	内装	9
5	建築設備と室内施設	10
	付録 A 高齢者施設基礎パラメーター	11
	本規範の用語説明	12

# 1 総 則

1. 0. 1 我が国社会の人口構造高齢化に適応し、建築設計を高齢者の身体能力と心理状態の建物の安全、衛生、適用などに対する基本要件に適合させるために、本規範を制定する。

1. 0. 2 本規範は都市部で新築、拡張、改築される高齢者専用の住宅建築と公共建築設計に適用する。

1. 0. 3 高齢者専用の住宅建築と公共建築は、高齢者に便利な施設とサービスを提供すべきである。障害者の使用に供するバリアフリー施設は、高齢者使用と兼ねることができる。

1. 0. 4 高齢者建築設計は、本規範に適合するほかに、現行する他の国家強制規格の規定にも適合しなければならない。

## 2 用語

### 2. 0. 1 老年期 The Aged Phase

満60歳以上の年齢時期。

### 2. 0. 2 自立高齢者 Self-helping Aged People

生活行為が完全に自立し、他人の援助に頼らない高齢者。

### 2. 0. 3 介助高齢者 Device-helping Aged People

生活行為を手すり、杖、車いす、昇降設備などの助けに頼る高齢者。

### 2. 0. 4 介護高齢者 Under Nursing Aged People

生活行為を他人の介護に頼る高齢者。

### 2. 0. 5 高齢者住宅 House for the Aged

高齢者専用の住宅で、高齢者の身体能力と心理状態の特徴に適合する住宅。

### 2. 0. 6 高齢者アパート Apartment for the Aged

高齢者が集まって居住するのに供する、高齢者の身体能力と心理状態の特徴に適合したアパート式の高齢者住宅。飲食、清掃、文化娯楽、保健医療サービスシステムを具備する総合管理の住宅タイプ。

### 2. 0. 7 老人院（養老院） Home for the Aged

高齢者を受け入れて老後を安楽に過ごさせるために設けられた社会養老サービス施設。日常生活、文化娯楽、リハビリテーション訓練、保健医療など数種のサービス設備を設ける。

### 2. 0. 8 託老所 Nursery for the Aged

短期間の高齢者預かりサービスを提供するコミュニティ養老サービス場所。日常生活、文化娯楽、リハビリテーション訓練、保健医療など数種のサービス施設があり、日帰り入所の二種に分けられる。

### 2. 0. 9 廊下内法 Net Width of Corridor

廊下両側壁面の突起物内縁の間の横幅。壁に手すりが付いているときは両側手すりの間の距離。

### 2. 0. 10 階段内法 Net Width of Stairway

階段壁面の突起物と手すり内縁の間、もしくは階段の両側手すり内縁の間の距離。

## 2. 0. 1 1 戸口内法 Net Width of Doorway

扉を開いたときの、戸枠内縁と開いた扉の内縁の間の距離。



### 3 立地環境設計

3. 0. 1 高齢者建築立地環境設計は、都市計画の要求に適合しなければならない。

3. 0. 2 高齢者居住建築は住宅地に設けて、コミュニティーの医療救急、体育、文化・娯楽、サービス提供、管理施設と組み合わせて健全な生活保障ネットワークを作ることが望ましい。

3. 0. 3 高齢者向けサービスの公共建築、例えば高齢者文化余暇活動センター、高齢者大学、高齢者療養院、幹部療養所、高齢者医療救急リハビリテーションセンターなどは、住宅地に近く、交通便利で、静かで、衛生的で汚染のない周辺環境を選ぶことが望ましい。

3. 0. 4 高齢者建築の立地は日当たりが良く、風通しが良く、視界が広く、庭を緑化・造園し、若干の屋外活動センターを組み合わせて、ベンチと活動設備を設けることが望ましい。

## 4 建築設計

### 4. 1 一般規定

- 4. 1. 1 高齢者居住建築は老年期の自立から、介助、介護への変化の全過程の各需要に基づいて設計しなければならない。
- 4. 1. 2 高齢者公共建築は老年期介助高齢者の身体能力と心理状態の特徴に合わせて設計しなければならない。
- 4. 1. 3 高齢者公共建築は、その出入口、高齢者が通る水平通路と垂直交通設備、およびトイレや休憩室などの部位に、高齢者向けの利便施設とサービスを提供しなければならない。
- 4. 1. 4 高齢者建築の高さは三階以下が良い。四階以上になる場合はエレベーターを設置する。

### 4. 2 出入口

- 4. 2. 1 高齢者居住建築の出入口は、南側に設けることが望ましい。出入口内外に1.5m×1.5m以上の車いすの方向転換用余地を取らなくてはならない。
- 4. 2. 2 高齢者居住建築の出入口のデザインは、鮮明で、分かりやすくなければならない。
- 4. 2. 3 高齢者建築の出入口の台の地面との段差は0.4m以下の方が望ましい。また、緩傾斜階段やスロープを設けるべきである。
- 4. 2. 4 緩傾斜階段の踏み段の高さは120mm以下が良く、踏み段の幅は380mm以上が良く、スロープの傾斜は1/12以下が良い。階段とスロープの両側には手すりを設けなければならない。
- 4. 2. 5 室内外の高度差が大きくスロープ設置が困難な時は、出入口前に昇降台を設けることができる。
- 4. 2. 6 出入口の上には庇を設けなければならない。出入口の台、階段とスロープには堅く、耐磨耗性の、滑らない材料を使わなければならない。

### 4. 3 ホールと廊下

- 4. 3. 1 高齢者居住建築のホールは車いす、担架の方向転換条件を具備しなければな

らない、また、下記の要求に適合しなければならない。

1、屋内の玄関ホールには更衣、靴の履き換え用の戸棚と車いすとスペースがなければならない。

2、屋内の廊下に面したドアとドア、ドアと隣接する壁の間の距離は、0.5m以上とり、車いすの方向転換と扉開閉空間を確保しなければならない。

3、屋内の廊下の内法は1.2m以上でなければならない。

4. 3. 2 高齢者公共建築の廊下の内法は1.8m以上が望ましい。

4. 3. 3 高齢者が通るホール、廊下、部屋には敷居を設けてはならず、床に段差があってはならない。

4. 3. 4 廊下の両側の壁の0.9mと0.65mの高さの所にφ40~50mmの丸い水平手すりを設け、手すりの壁表面との距離は40mmにすることが望ましい。廊下両側の壁の下部には0.35mの高さの中木を設けなければならない。

#### 4. 4 階段、スロープとエレベーター

4. 4. 1 高齢者居住建築と高齢者公共建築には、高齢者の身体能力と心理状態の特徴に適した緩傾斜の階段を設けなければならない。

4. 4. 2 高齢者が使用する階段の内法は1.2m以上でなければならない。扇形踏み段を採用してはならず、踊り場に踏み段を設けてはならない。

4. 4. 3 緩傾斜階段の踏み段の幅は、居住建築では300mm以上、公共建築では320mm以上にしなければならない。踏み段の高さは、居住建築では150mm以下、公共建築では130mm以下にしなければならない。踏み段の前縁には高さ3mm以下の異なる色の滑り止め警告テープを張ることが望ましく、踏み板の縁前の突起は10mm以下が望ましい。

4. 4. 4 エレベーターのない三階以下の高齢者建築は、スロープも併せて設けることが望ましい。スロープの内法は1.5m以上が望ましく、スロープの長さは12m以下が望ましく、傾斜は1/12以下が望ましい。スロープ設計は、現行の業種規格「障害者の使用に便利な都市道路と建物設計規範」JGJ50の関係規定に適合しなければならない。また、下記の要求に適合しなければならない。

1、スロープが曲がる時は休息用踊り場を設けなければならない。休息用踊り場の奥行きは1.5m以上でなければならない。

2、スロープの起点と終点には、奥行き1.5m以上の車いすバッファ帯を設けなければならない。

3、スロープの側面が空中にあるときは欄干の下端に高さ50mm以上の安全ブロックを設けることが望ましい。

4. 4. 5 階段とスロープの両側の地面から0.9mと0.65mの所につながった欄干と手すりを設けなければならない。壁にそった側の手すりは水平に延ばさなければならない。手

すり設計は本規範第4.3.4の規定に適合しなければならない。手すりは良質な木材もしくは触感のよいその他の材料で製作することが望ましい。

4.4.6 エレベーター付きの高齢者建築は、乗降ロビーとかご室の寸法は必ず車いすと救急担架の出入りに便利で、かご室の周囲に床から0.9mと0.65mの高さに手すりを設置しなければならない。エレベーターの速度は低速を選択すると良く、ドアは低速開閉を選択し、内部に監視カメラを設置することが望ましい。

## 4.5 居室

4.5.1 高齢者居住建築の居間と寝室、高齢者公共建築の療養室と病室は良い向きで、自然採光、自然換気で、屋外は視界が開けて環境が美しいことが望ましい。

4.5.2 高齢者住宅、高齢者アパート、家庭型養老院の居間の使用面積14㎡未満は望ましくなく、寝室の使用面積10㎡未満は望ましくない。長方形の居室の短辺の内法が3m未満は望ましくない。高齢者インフラのパラメーターは付録Aの規定に適合しなければならない。

4.5.3 養老院、高齢者療養院、高齢者病棟などの大部屋居室は、各室3人を越えないことが望ましく、一人当たり使用面積は6㎡未満であってはならない。長方形の居室の短辺の内法が3.3m未満は望ましくない。

## 4.6 台所

4.6.1 高齢者住宅には専用台所を設けなければならない。高齢者アパートは公共食堂を設けるほかに、さらに各戸に専用台所を設けなければならない。養老院は、公共食堂を設けるほか、少数の共用台所を設けることが望ましい。

4.6.2 高齢者が自分で使用し、車いすで出入りする専用台所の使用面積は6㎡未満は望ましくなく、その最小短辺内法寸法は2.1m未満であってはならない。

4.6.3 養老院の共用台所は階ごともしくはグループごとに設置しなければならず、それぞれの使用面積は6～8㎡が望ましい。

4.6.4 台所の調理台の高さは0.75～0.8m未満は望ましくなく、調理台の幅は0.5m未満であってはならず、台の下の空き高は0.6m未満であってはならず、台の下の空き高深さは0.25m以下であってはならない。

4.6.5 台所には吊戸棚を設けることが望ましく、戸棚の底の床からの距離は1.4m～1.5mが望ましい。車いすで台所仕事をするときは戸棚の底の床からの距離は1.2mが望ましい。吊戸棚の奥行きは調理台より0.25m後退していなければならない。

## 4. 7 トイレ

- 4. 7. 1 高齢者住宅、高齢者アパート、養老院には寝室に隣接する専用トイレを設け、3基の衛生陶器を設置しなければならない。その面積は5㎡未満は望ましくない。
- 4. 7. 2 養老院、託老所には共用トイレ、共用浴室、共用洗濯室を設けなければならない。託老所に入所タイプがある場合は、入所者の寝室に隣接してトイレを設けることが望ましい。
- 4. 7. 3 高齢者療養室と高齢者病棟には専用トイレを設けることが望ましい。
- 4. 7. 4 高齢者公共建築のトイレは休憩室に近いことが望ましく、車いす方向転換用の前室、男女それぞれに車いすが出入りできる便座個室を各1つ設けなければならない。男性トイレには立式小便器を1基設けなければならない。
- 4. 7. 5 専用トイレには座式便器、洗面台、浴槽シャワーを設けなければならない。座式便器の高さは0.4m以下でなければならない。浴槽とシャワー椅子の高さは0.4m以下でなければならない。浴槽の一端に広さ0.3m以上の座台を設けなければならない。
- 4. 7. 6 共用トイレの便座個室の平面寸法は、1.2m×2.0m以上で、内部に0.4mの高さの座式便器を設けることが望ましい。
- 4. 7. 7 トイレ内で座式便座と隣り合う壁には高さ0.7mのL字型の安全手すり、もしくはΠ型の床設置式安全手すりをつけなければならない。埋め込み式浴槽の壁面には高さ0.6mのL字型安全手すりをつけ、浴槽内壁に安全手すりをつけなければならない。
- 4. 7. 8 トイレには白い衛生陶器、平底の滑り止めタイプの浴槽を使うことが望ましい。混合水栓はレバー式もしくはプッシュ式のスイッチを使うことが望ましい。
- 4. 7. 9 トイレ、便座個室は開き戸で、扉が外に開き、観察窓があり、両方から開けられるかんぬきが付いていることが望ましい。

## 4. 8 ベランダ

- 4. 8. 1 高齢者居住建築の居間もしくは寝室にベランダを設置しなければならない。ベランダの内法奥行きは1.5m以上が望ましい。
- 4. 8. 2 高齢者療養院、高齢者病棟には内法奥行1.5m以上のベランダを設置することが望ましい。
- 4. 8. 3 ベランダ手すりの高さは1.1m以上が望ましく、寒冷地と厳寒地では密閉式ベランダの設置が望ましい。最上階のベランダには庇を設置しなければならない。ベランダの床もしくは側壁に折りたたみ式の物干し設備を設置しなければならない。
- 4. 8. 4 高齢者活動用の屋上テラスもしくは屋上庭園の垣の高さは、1.1m以上でなければならない。テラスから突き出た屋根の突出物の高さは0.6m以上でなければならない。

## 4. 9 ドア・窓

- 4. 9. 1 高齢者建築共用玄関の内法は1.1m以上でなければならない。
- 4. 9. 2 高齢者住宅のドアと室内のドア（台所ドア、トイレドア、ベランダドアを含む）の通行内法は0.8m以上でなければならない。
- 4. 9. 3 居間、寝室、療養室、病室などのドアには観察窓をつけなければならない。
- 4. 9. 4 窓には無色透明なガラスを入れることが望ましい。開き窓には蠅・蚊を防ぐ網戸をつけなければならない。

## 4. 10 内装

- 4. 10. 1 高齢者建築内部の壁の角は、丸めるかもしくは角を取り、かつ高さ1.8m以下の部位は、壁塗り厚さにそろえてコーナープロテクトを施すことが望ましい。
- 4. 10. 2 高齢者居室には燃えやすい、割れやすい、化学繊維および有害有毒ガスを放出する装飾材料は使ってはならない。
- 4. 10. 3 高齢者が出入り通行するホールや部屋、廊下の床は、平らで滑りにくい材料を使い、かつ下記の要求に適合しなければならない。
  - 1、高齢者が通行する階段の踏み段面は平らで、滑りにくいバリアフリーで、境界が鮮明でなければならない。黒色、暗色材料の使用は望ましくない。
  - 2、高齢者居室の床は、硬質木材もしくは弾性に富むプラスチック材料が望ましく、寒冷地ではセラミック材料は望ましくない。
- 4. 10. 4 高齢者居室に吊戸棚を設けるのは望ましくなく、押入れを設けるべきである。各人に1㎡以上の収納空間がなければならない。

## 5 建築設備と室内施設

- 5. 0. 1 厳寒地と寒冷地の高齢者居住建築では、温水と暖房を供給しなければならない。
- 5. 0. 2 炎暑地の高齢者居住建築は、冷房設備を設けることが望ましい。
- 5. 0. 3 高齢者居住建築の居室の間は、良好な防音処理と騒音制御を行わなければならない。許容騒音レベルは45 デシベル以下、空気音遮断性能は50 デシベル以上、衝撃音は75 デシベル以下でなければならない。
- 5. 0. 4 建物出入口の庇の下もしくは玄関わきの壁に照明をつけ、ベランダに照明をつけなければならない。
- 5. 0. 5 高齢者居室の夜間にトイレに通じる廊下、階段の踊り場と踏み段の境の壁の床から0.4mの位置に照明をつけなければならない。
- 5. 0. 6 居間と寝室には多目的安全コンセントを設置しなければならない。各室に2組設置し、コンセントの高さは0.6m～0.8mとすることが望ましい。台所とトイレにはそれぞれ3組設置し、コンセントの高さは0.8m～1.0mとすることが望ましい。
- 5. 0. 7 居間と寝室には閉回路テレビのプラグジャックを設置しておかなければならない。
- 5. 0. 8 高齢者専用台所にはガス漏れ警報器を設置しなければならない。高齢者アパート、養老院など的高齢者専用台所のガス器具は元栓を設置することが望ましい。
- 5. 0. 9 電源スイッチは、寛板漏電防止型ボタンスイッチを採用しなければならず、高さは床面から1.0m～1.2mが望ましい。
- 5. 0. 10 高齢者居住建築は各戸に電話を設置し、居室とトイレの便座わきに非常呼び出しボタンを設置しなければならない。
- 5. 0. 11 養老院の枕元にはナースコール、枕元照明、安全電源コンセントを設置しなければならない。

## 付録 A 高齢者施設基礎パラメーター

A.0.1 高齢者用ベッドの寸法は下記の要求に適合しなければならない。

1、シングルベッド：長さ 2.0m、幅 1.1m、高さ 0.4～0.45m。

1、ダブルベッド：長さ 2.0m、幅 1.6m、高さ 0.4～0.45m。

A.0.2 救急担架の寸法は、長さ 2.3m、幅 0.56mでなければならない。

A.0.3 車いすは、現行業種規格「障害者の使用に便利な都市道路と建物設計規範」JGJ50の規定に適合しなければならない。

A.0.4 家具は角を丸くし、丈夫で安定し、寸法が適切で、凭れたり使ったりしやすくなければならない。



## 本規範の用語説明

1. 0. 1 本規範の条文執行時に対応しやすいよう、要求の厳格程度についての用語を以下の通り説明する。

1、非常に厳格で、必ずそうしなければならないとき。

肯定文では「必ず～しなければならない」を用い、否定文では「厳禁する」を用いる。

2、厳格で、一般的状況下ではそうしなければならないとき。

肯定文では「しなければならない」を用い、否定文では「してはならない」を用いる。

3、多少の選択を許し、条件が許すときに、まずそれをなすべきとき。

肯定文では「することが望ましい」を用い、否定文では「することは望ましくない」を用いる。

一定条件下でそのようにすることを選択できるときは、「できる」を用いる。

1. 0. 2 条文中に他の規格を執行すべきことを示すときは、「～に従い執行しなければならない」もしくは「～の要求（もしくは規定）に適合しなければならない」とする。

原文リンク：

[http://www.ytjs.gov.cn/uploadfiles/15\\_JGJ122-1999.pdf](http://www.ytjs.gov.cn/uploadfiles/15_JGJ122-1999.pdf)